

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
47	結核医療費助成事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都知事

公表日

令和7年12月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	結核医療費助成事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・結核医療は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)に基づく医療費公費負担制度によるものと、医療保険各法によるものと併用で給付を行う。感染症法に基づくものは、法第37条の2の一般患者に対する公費負担がある。また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成11年東京都規則第11号)に基づく東京都医療費助成制度に基づく給付が行われている。・法律及び細則に基づき、医療費助成の認定を受けた結核患者に対し、医療費を助成している。・特定個人情報ファイルは、規則の規定に従い、認定審査の際の、健康保険証資格情報の確認に使用している。・情報提供ネットワークシステムから、申請書類に係る情報の一部(住民票情報及び健康保険証資格情報)を取得する。・申請書類は、都保健所の窓口で收受し認定を行う。 <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る結核患者に対する医療費助成事務></p> <ul style="list-style-type: none">・情報連携のため、本都は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む他使用者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。・都民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。・都民が、医療機関受信時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・住民基本台帳ネットワークシステム(東京都サーバー)・団体内統合利用番号連携サーバー・中間サーバー・情報提供ネットワークシステム・Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
結核医療費の助成に関する認定情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例案(第4条及び別表第一の8)(案)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則案(第8条)(案)・市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療局感染症対策部防疫課

②所属長の役職名	防疫課長
6. 他の評価実施機関	
社会保険診療報酬支払基金(支払基金)	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	西多摩保健所(〒198-0042 青梅市東青梅1-167-15)電話番号0428(22) 6141 南多摩保健所(〒206-0025 多摩市永山2-1-5電話番号)042(371) 7661 多摩立川保健所(〒190-0023 立川市柴崎町2-21-19)電話番号042(524) 517 多摩府中保健所(〒183-0022 府中市宮西町1-26-1)電話番号042(362) 2334 多摩小平保健所(〒187-0002 小平市花小金井1-31-24)電話番号042(450) 3111 島しょ保健所(〒163-8001新宿区西新宿2-8-1東京都庁第一本庁舎29階北側)電話番号03(5320) 4342
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	西多摩保健所(〒198-0042 青梅市東青梅1-167-15)電話番号0428(22) 6141 南多摩保健所(〒206-0025 多摩市永山2-1-5電話番号)042(371) 7661 多摩立川保健所(〒190-0023 立川市柴崎町2-21-19)電話番号042(524) 517 多摩府中保健所(〒183-0022 府中市宮西町1-26-1)電話番号042(362) 2334 多摩小平保健所(〒187-0002 小平市花小金井1-31-24)電話番号042(450) 3111 島しょ保健所(〒163-8001新宿区西新宿2-8-1東京都庁第一本庁舎29階北側)電話番号03(5320) 4342
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を原則とした上で、住基ネット照会により記載されたマイナンバーの確認を行うこととしている。また、結核医療費助成の認定に係る事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する作業を行う場合は、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及び本人情報が記載された書類の收受 ・書類に記載された個人番号及び本人情報の番号系端末への入力 ・個人番号及び本人情報の番号系端末からのデータ抽出、外部記録媒体へのデータ書き込み、外部記録媒体の発送・運搬。 ・個人番号及び本人情報が記載された書類の保管、廃棄

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[] 外部監査
-------	---	---	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	-------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本事務においては、申請を受け付け認定を行うにあたり、東京都保健所・保健医療局感染症対策部防 疫課と複数の部署で媒体の保管・移動や手続きが行われることから、特に漏えい・滅失・毀損リスクが ある。そのため、情報セキュリティ規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに則 り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的、技術的安全管理措置を講じるとともに、特定個人情報ファ イルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、特定個人情報を 含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底し、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が 記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認することを徹底する運用 としている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は 「十分である」と考えられる。